

①外国人(がいこくじん)の 住民登録(じゅうみん とうろく)について



問合せ(といあわせ)

本庄市役所(ほんじょう しゃくしょ)：市民課(しみんか) ☎0495-25-1113

児玉総合支所(こだま そうごう ししょ)：市民福祉課(しみんふくしか)

☎0495-72-1333

1 外国人(がいこくじん)の 住民登録(じゅうみん とうろく)について

下(した)の①～④の 外国人(がいこくじん)は、日本人(にほんじん)と 同(おな)じように 住民基本台帳制度(じゅうみん きほん だいちょう せいど)の 対象(たいしょう)です。

住民登録(じゅうみんとうろく)を すると 市(し)の サービスを 受(う)けることが できます。住所(じゅうしょ)を 変更(へんこう)する ときは 手続(てつづ)きが 必要(ひつよう)です。

- ① 3か月(さんかげつ)を 超(こ)える 中長期在留者(ちゅう ちょうき ざいりゅうしゃ)
- ② 特別永住者(とくべつ えいじゅうしゃ)
- ③ 一時庇護許可者(いちじ ひご きょかしゃ)、
仮滞在許可者(かり たいざい きょかしゃ)
- ④ 出生(しゅっせい)や 国籍喪失(こくせき そうしつ)による
経過滞在者(けいか たいざいしゃ)

2 住所(じゅうしょ)変更(へんこう)の 手続(てつづ)きについて

住所(じゅうしょ)を変更(へんこう)する 手続(てつづ)きは、本人(ほんにん)が してください。本人(ほんにん)が 手続(てつづ)きできない場合(ばあい)は、委任状(いにんじょう)【他(ほか)の人(ひと)に お願(ねが)いしたことが わかる書類(しょるい)】 が必要(ひつよう)です。

○転入届(てんにゅう とどけ)

日本(にほん)に 入国(にゅうこく)して 本庄市(ほんじょうし)に 住(す)む ときや 別(べつ)の 市区町村(しくちょうそん)から 本庄市(ほんじょうし)に 引っ越(ひっこ)して(ひっこして) 来(き)た ときは 「転入(てんにゅう)」 の手続(てつづ)きをして ください。転入(てんにゅう)した 日(ひ)から 14日(にち) 以内(いない)に 手続(てつづ)きをして ください。

*国外(こくがい、がいこく から)から 転入(てんにゅう)したとき

〈持(も)ってくる もの〉

- 在留(ざいりゅう)カード または 特別永住者証明書(とくべつ えいじゅうしゃ しょうめいしょ)
- パスポート
- 結婚証明書(けっこん しょうめいしょ)、出生証明書(しゅっせい しょうめいしょ) または 親子関係(おやこ かんけい)や夫婦関係(ふうふ かんけい)を 証明(しょうめい)できる 書類(しょるい)。

*外国語(がいこくご)の 証明書(しょうめいしょ)は 日本語(にほんご)に 訳(やく)した 書類(しょるい)も いっしょに 出(だ)して ください。

*別(べつ)の 市区町村(しくちょうそん)から 引(ひ)っ越(こ)して 来(き)た とき
〈持(も)ってくる もの〉

- 前(まえ)に 住んでいた 市区町村(しくちょうそん)が 発行(はっこう)した 転出証明書(てんしゅつ しょうめいしょ) または マイナンバーカード
- 通知(つうち)カード (マイナンバーカードを 持(も)っている 時(とき) は いません)
- 在留(ざいりゅう)カード または 特別永住者証明書(とくべつ えいじゅうしゃ しょうめいしょ)

○転居届(てんきょ とどけ)

本庄市(ほんじょうし) の中(なか)で 住所(じゅうしょ)を 変更(へんこう)した ときは 「転居(てんきょ)」の 手続(てつづ)きが 必要(ひつよう)です。変更(へんこう)した 日(ひ) から 14日(にち)以内(いない)に 手続(てつづ)きを してください。

〈持(も)ってくる もの〉

- 在留(ざいりゅう)カード または 特別永住者証明書(とくべつ えいじゅうしゃ しょうめいしょ)
- マイナンバーカード または 通知(つうち)カード

○転出届(てんしゅつ とどけ)

本庄市から 別(べつ)の 市区町村(しくちょうそん)へ 住所(じゅうしょ)を 変更(へんこう)するときは、「転出(てんしゅつ)」の手続(てつづ)きが 必要(ひつよう)です。

「転出(てんしゅつ)」の手続(てつづ)きを すると (本庄市(ほんじょうし)が)転出証明書(てんしゅつ しょうめいしょ)を 出(だ)すことが できます。

転出証明書(てんしゅつ しょうめいしょ)は、新(あたらしい) 住所地(じゅうしょち)で
転入届(てんにゅう とどけ)の 手続(てつづ)きをするとき 必要(ひつよう)です。

〈持(も)ってくるもの〉

- ・在留(ざいりゅう)カード または 特別永住者証明書(とくべつ えいじゅうしゃ
しょうめいしょ)
- ・マイナンバーカード

○世帯変更届(せたい へんこう とどけ)

世帯(せたい)に 変更(へんこう)が あったときは、変更(へんこう)した 日(ひ)から 14日
(にち) 以内(いない)に 変更(へんこう)の 手続(てつづ)きを してください。

〈持(も)ってくるもの〉

- ・在留(ざいりゅう)カード または 特別永住者証明書(とくべつ えいじゅうしゃ
しょうめいしょ)
- ・結婚証明書(けっこん しょうめいしょ)、出生証明書(しゅっせい しょうめいしょ)
または 親子関係(おやこ かんけい)や 夫婦関係(ふうふ かんけい)を
証明(しょうめい)する 書類(しょるい)

※外国語(がいこくご)の 証明書(しょうめいしょ)は 日本語(にほんご)に
訳(やく)した 書類(しょるい)も いっしょに 出(だ)して ください。

3 住民票(じゅうみんひょう)の 写(うつ)しが ほしい とき

本人(ほんにん)や 同(おな)じ 世帯(せたい)の 人(ひと)は 住民票(じゅうみんひょう)を
請求(せいきゅう)する ことができます。

〈持(も)ってくる もの〉

- ・在留(ざいりゅう)カードなど

4 その他(ほか)

○在留(ざいりゅう)カードについて

在留(ざいりゅう)カード を 新(あたらしい)く するための 申し込(もうしこ)みは 出入国
在留管理庁(しゅつにゅうこく ざいりゅう かんりちょう)で できます。管轄(かんかつ:手続
(てつづ)きの できる)の 出入国在留管理庁(しゅつにゅうこく ざいりゅう かんりちょう)
は 次(つぎ)の とおりです。

■東京出入国在留管理局(とうきょう しゅつにゆうこく ざいりゅう かんりきょく)
さいたま出張所(しゅっちょうじょ)

〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎 1階
☎048-851-9671

■東京出入国在留管理局(とうきょう しゅつにゆうこく ざいりゅう かんりきょく)
高崎出張所(たかさき しゅっちょうじょ)

〒370-0829 群馬県高崎市高松町26-5 高崎法務総合庁舎 1階
☎027-328-1154

○特別永住者証明書(とくべつ えいじゅうしゃ しょうめいしょ)について

特別永住者証明書(とくべつ えいじゅうしゃ しょうめいしょ)を新(あた)らしくする
手続(てつづ)きは、本庄市(ほんじょうし)でします。新(あた)らしく する時(とき)に 必要(ひ
つよう)な 書類(しょるい)もありますので、詳(くわ)しいことは 本庄市役所(ほんじょうし
ゃくしょ)市民課(しみんか)か 出入国在留管理庁(しゅつにゆうこく ざいりゅう かんりち
ょう)に 聞(き)いて ください。